

第2章 史跡松江城を取り巻く環境

第1節 自然的環境

(1) 史跡の位置と立地

松江城は、宍道湖と中海をつなぐ大橋川西端の北側、島根半島の山脈から南へ派生する丘陵の先端部に位置する。亀の背状の小高い丘陵部に築かれ、周囲に内堀が巡る。本丸頂部の標高は概ね27m前後を測り、そこに築かれた現存する天守最上階からは、宍道湖をはじめ一帯を広く一望できる。北側の丘陵以外は、周囲に平地（築城当時は低湿地であった）が広がり、現在は公官庁が立ち並ぶなど市街地化しているが、かつては城下町が広がっていた範囲であり、今も外堀や短冊状の町割りなど往時の面影を色濃く残している。



図2-1 松江城位置図

(2) 地形・地質と水系

①地形・地質

松江城は、松江北高等学校から亀田山に続く丘陵地形を巧みに利用して築城されており、天守のある亀田山北側の丘陵を掘削し堀が設けられている。また、築城以前には北側を除き亀田山の周囲は湿地帯に囲まれておらず、天然の要害の地であった。

松江城山周辺の地層は、新生代古第3紀の花崗岩類を基盤に、新第3紀の地層が重なっている。新第3紀前期中新世から中期中新世の地層は、下から古浦層、成相寺層、大森層、布志名層、松江層で構成される。この上に後期中新世の和久羅層安山岩が重なっている。第4紀には大根島の噴火によって、大根島玄武岩が生成された。各層の内、古浦層は島根半島東部に分布し、成相寺層は、松江市北部に広く分布する。大森層は、松江市南部の忌部高原周辺に、布志名層は、玉湯町を中心に分布し、松江層は大橋川を中心に分布している。和久羅層安山岩は、和久羅山周辺及び嵩山周辺に、大根島玄武岩は、文字通り大根島を中心に分布している。

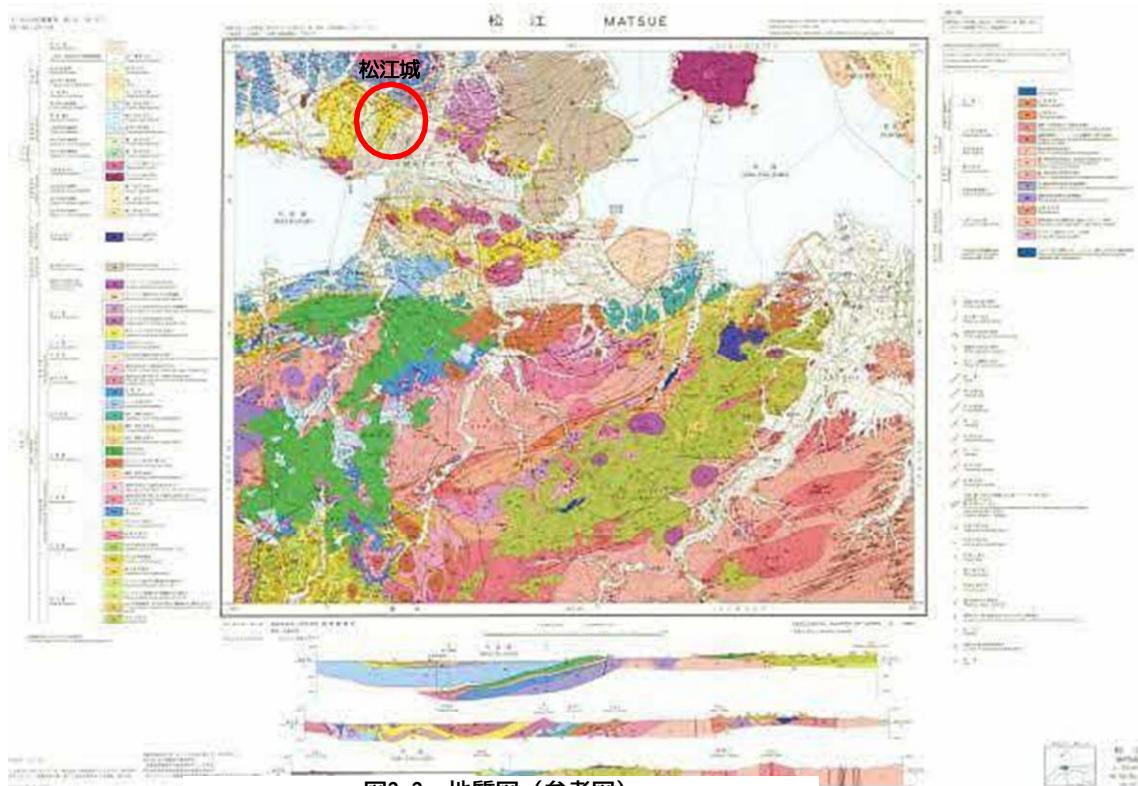


図2-2 地質図（参考図）

注) 本ページの地質図は、以下の著作物を利用している。

産業技術総合研究所地質調査総合センター、1/5万地質図幅「松江」

([dhttps://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#latlon/11,35.43472,133.13215](https://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#latlon/11,35.43472,133.13215))、

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 - 改変禁止 2.1 <http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/>

松江城の北側約5kmに、松江市鹿島町から松江市美保関町にかけて宍道（鹿島）断層と呼ばれる活断層が確認されている。平均活動間隔は、約3,300年から約4,900年と長いが、活断層全体が動いた場合M7.0かそれ以上の地震が発生する可能性があることが指摘されている。

②水系

松江城内堀の水系は、一級河川斐伊川水系松江堀川に属している。

松江堀川は、松江城の堀割を中心とした河川の総称で、北田川、京橋川、四十間堀川、北堀川、城山西堀川、米子川、田町川、上追子川の8河川から構成されている。

この河川の流域は、約37.3km²で、上流部は、丘陵地、水田が主体の自然流域であるが、中・下流部は、松江市街地を流れる河川となる。また、低平地を流れる河川のため、勾配は穏やかである。

市街地流域は低平地なため、過去幾多の内水被害を被っており、特に、北田川や京橋川の下流及び、北田川・田町川周辺が内水氾濫域となっている。

現在の松江市街地は、城下町の町割りを基礎に形成されたものであり、松江堀川も松江市の骨格を形成しているといえる。

なお、この松江堀川については、昭和63年（1988）建設省（当時）の「ふるさとの川モデル河川」の指定を受け、修景等を意識しつつ、改修整備が進んでいる。また、松江城を取り囲む堀川には、水質浄化のために昭和51年（1976）から宍道湖水の一部導水が開始され、平成8年（1996）からは通年導水が行われるようになった。水質が浄化された松江城周辺の堀川では、平成9年（1997）から「堀川遊覧」が行われるようになり人気を博し、プロが選ぶ水上観光船30選2025にも選ばれている。

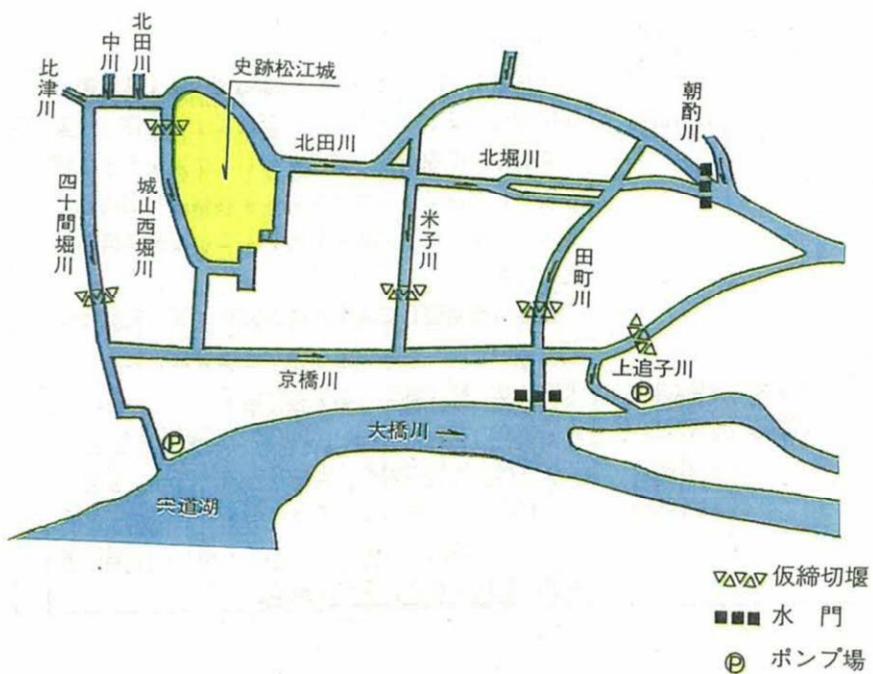


図2-3 松江堀川の概況
注) 史跡松江城環境整備指針 抜粋(一部改)

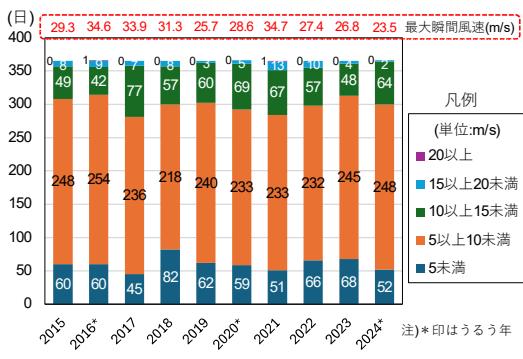
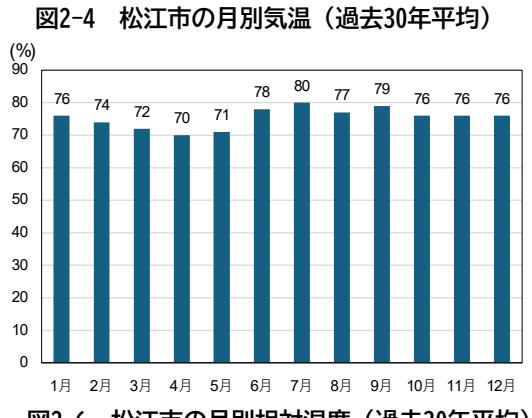
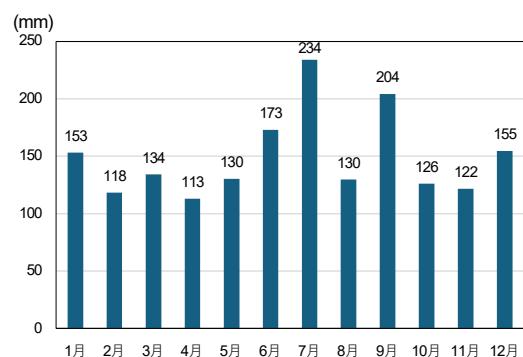
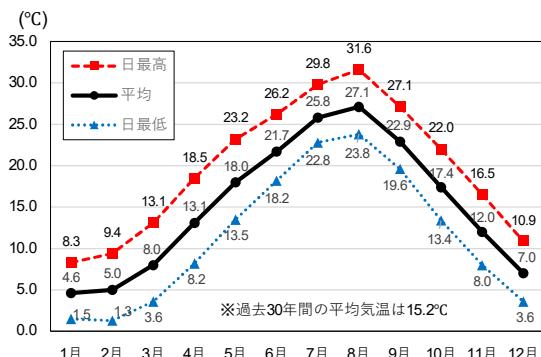
(3) 気象

松江市の気候は、冬多雨の北陸型と夏多雨の北九州型の中間型とされる。松江地方気象台の観測による過去30年間（平成3年から令和2年(1991～2020)）の平均では、最低気温は1月の1.5度、最高気温は8月の30.9度、年間平均気温は15.2度であり、比較的温暖である。

降水量は、梅雨期の7月と台風の来襲する9月に200mmを超えるものの、それ以外の月は150mm前後の数字を示している。そのため月別相対湿度の変動も少なく70～80%で推移している。

日照時間については、冬期の12月から2月までは曇天が多いため100時間未満であるが、それ以外の月は100時間を超えており、中でも5月と8月は200時間を超える水準にある。

時間降水量の最大値は“ゲリラ豪雨”の多発など、この10年間で増加基調にある。一方、最大風速に一定の傾向はみられないが、10m/s以上の強風が60日以上観測される年が多い。



出典：気象庁松江気象台観測データ(図2-4～図2-7は平成3年～令和2年(1991～2020)の30年間平均値)

(4) 植生

松江城山一帯の森林の植生は、スダジイ群落が多くを占め、北側の一部に竹林が分布する。スダジイ群落はこの地域に元々あった植生（潜在自然植生）であり、築城以来長い年月を経て自然の食性が蘇ってきている。

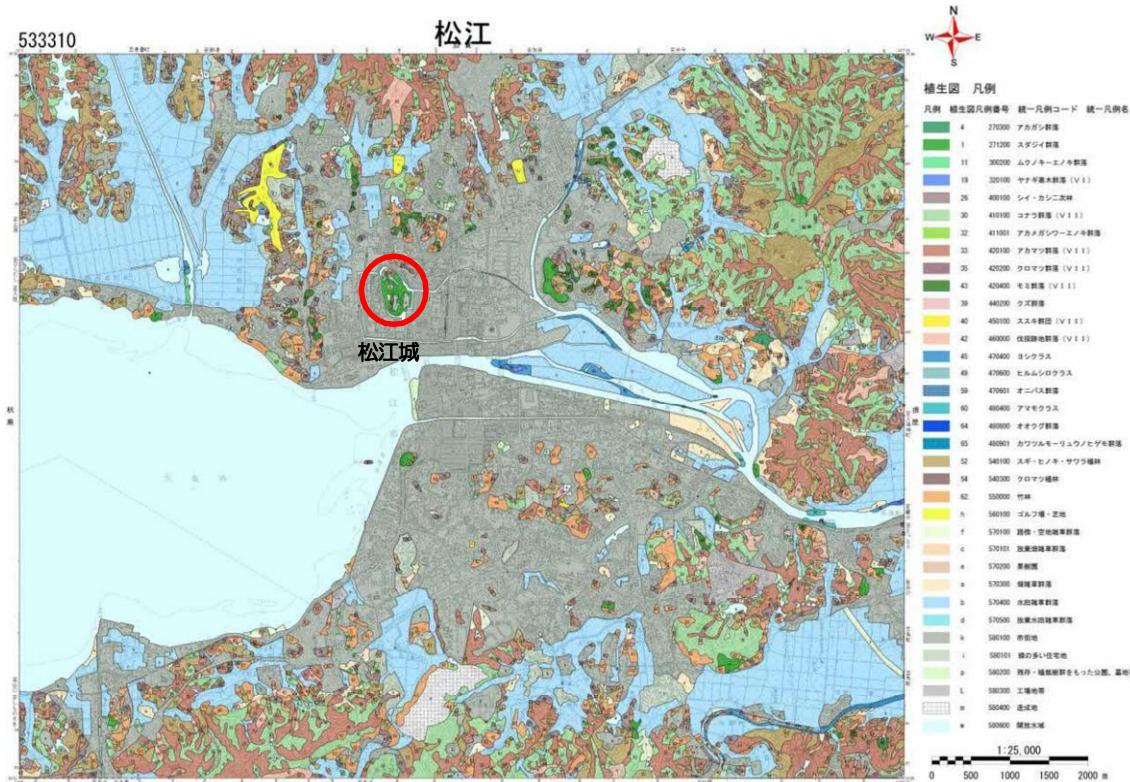


図2-10 自然環境保全基礎調査結果
注) 植生調査 2次メッッシュ 533310 情報より

平成12年（2000）12月に実施した松江城内の樹木の調査をもとに、平成26年（2014）に再調査を実施した結果では、84樹種3,206本の樹木が確認された。最も多いものからヤブツバキ（422）、スダジイ（350）、ヒノキ（350）、クロマツ（274）、タブノキ（241）、スギ（219）、ソメイヨシノ（170）、ムクノキ（163）、エノキ（130）となっている。

この中で特に古いと思われるものはスダジイやタブノキで、北之丸の斜面に集中している。城内のソメイヨシノを中心としたサクラ類（以下「サクラ」という。）は、明治20年代に植樹が行われた記録があり、ウメやマツと同様に寄贈や記念植樹で植えられたものが生育している。

大手前から本丸に上がる石段脇などには、ヒトツバタゴ（別名ナンジャモンジャ）が松江市民から寄贈され、昭和15年（1940）に植樹されている。本種は、わが国では分布域が限られ、対馬や長野県、岐阜県の東濃地方の木曽川周辺、愛知県に隔離分布する珍しい分布形態をしており、環境省のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類に選定されている。なお、松江城のものは朝鮮半島産のものと伝えられている。

また、通称椿谷といわれる後曲輪一帯にはヤブツバキを中心としたツバキ類が多く生育しており、この地で発見され命名されたツバキの品種もみられる。

植栽の詳細は第4章第3節で述べる。

(5) 野生動物

松江城山公園一帯には多様な自然環境が存在しており、そこに生息する動物類も多様な種がみられる。

哺乳類では、キツネやアナグマ、タヌキ、ムササビ、テンなどが生息しており、市街地のまん中にある環境としては、驚くほど豊かな哺乳類層がみられる。一方、アライグマやヌートリアなどの外来生物も増加しており、大きな問題となっている。

鳥類では、オオタカやハイタカ、アオバズクなどの猛禽類をはじめ、カワセミが生息するなど87種に及ぶ鳥類が確認されており、バードウォッチングなども盛んにおこなわれている。冬季のバードウォッチングでよく観察される鳥類は、カルガモ、キジバト、トビ、ハシボソガラス、ヒヨドリの5種で、ヨシガモやイソヒヨドリなどもよく見られる。一方、アオサギがクロマツやスギの頂端に営巣したり、冬季にカワウの群れが堀川沿いの樹林をねぐらとしたりして糞公害が発生するなどの課題も起きている。

堀川に生息する野生動物としては、カメ類や魚類、貝類などがある。カメ類では、イシガメやクサガメ、ミシシッピーアカミミガメなどが生息しており、以前は外来種のミシシッピーアカミミガメが大半を占めていたが、市民による駆除作業が奏功し現在は少なくなってきた。

魚類では前述したように堀川に宍道湖の湖水が導入され低塩分の汽水域環境となっており、わが国では宍道湖で初めて発見されたシンジコハゼや、スズキ、サヨリ、マハゼ、ヌマチチブなどの汽水魚が生息している。一方、外来種のオオクチバス（ブラックバス）やブルーギルも多く生息しており、生態系を破壊しつつある。そのような中で、淡水魚のミナミメダカが宍道湖の湖水があり入り込まない水域で元気に生息している。

貝類では、ヤマトシジミが生息しており、漁獲が行われていないため巨大な個体がみられる。一方、宍道湖の汽水の導入により以前生息していたカラスガイやドブガイ類は姿を消した。

他の水辺に生息する野生生物としては、トノサマガエルやウシガエルなどのカエル類や、ベンケイガニ、モクズガニ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニなどの甲殻類が生息している。また、陸域ではイシガケチョウなどのチョウ類や、タマムシなどの昆虫類、イズモマイマイなどのカタツムリ類などが生息しており、珍しいクモのなかまのキノボリトタテグモもわずかに生き残っている。

このように、松江城山一帯には豊かで多様な自然が残っており、そこに生息する野生動物も豊富で、まさに都市部のオアシスとなっている。

第2節 歷史的環境

(1) 地域の歴史的文脈における史跡の位置付け

①古代から中世（城下町建設以前）

松江平野の中世は、古代からの沼や浅い湖が残る湿地帯が広がった閑村というイメージが定着していたが、近年の調査研究によってそのイメージが変わってきたつある。

『中世水運と松江』(長谷川博史 松江市ふるさと文庫15 平成25年(2013))によると、古代から続いた「内水面の日常的交流」が、中世における『日本海を介した遠隔地間交流』の大きな変化から色濃い影響を受けて…中略…いくつもの拠点的港湾都市を生み出したことが、…中略…松江城下町が形成された重要な歴史的条件・背景をなしていたのではないか」としている。これは、この拠点的港湾都市が生み出す富も含めて掌握することが、この地域を支配するための絶対条件ともいえ、そのため、戦国時代の尼子氏や毛利氏の争闘も、拠点的港湾都市の争奪戦の様相を呈していた。

中世には松江平野には図2-11のようすに宍道湖沿いの砂州上に「末次」「白瀬」といった小さな村が形成され始めるが、「末次」周辺は国人末次氏の拠点であった。

一方「白瀬」は中国の明代
に著された『籌海図編』(永祿
が記載されていることから、
めの水運ルートの拠点の一つ

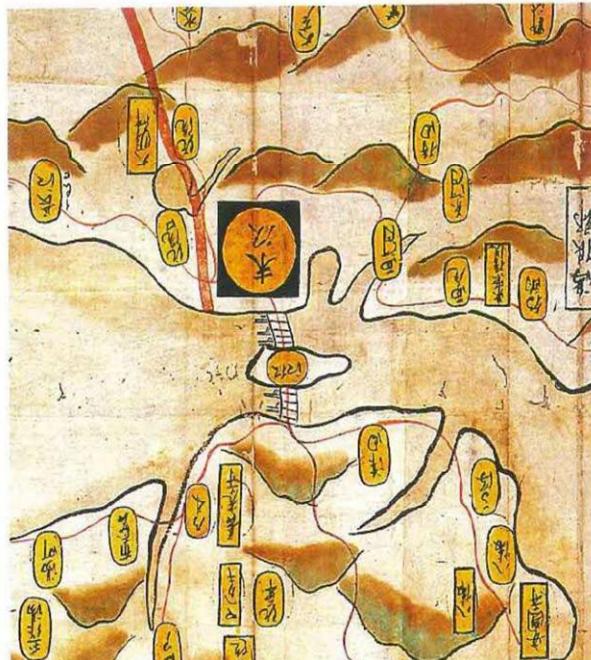


図2-11 寛永出雲国絵図(島根大学附属図書館蔵)

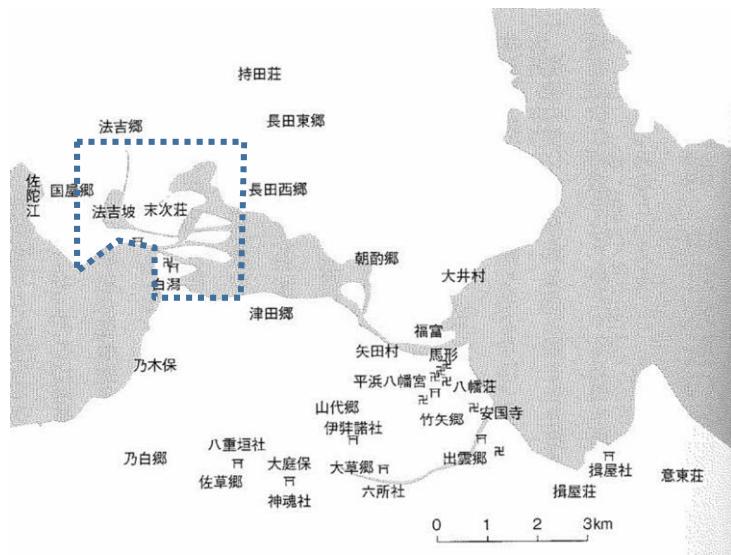


図2-12 中世末期「松江湯」周辺復原想像図

注) 「松江市史通史編2 近世」(P415を加工 点線で囲んだ範囲は、城下町造成範囲の推定線)

尼子氏の時代には図2-13のように尼子10旗といわれる城が築かれ、これらの拠点を守る役割を果たしたのが、真山城と白鹿城である。これらの地域は図2-14のように尼子・毛利両軍の争闘の舞台となった。また、毛利氏の支配が安定したころ、河村又三郎という人物が、「白潟・末次・中町」の研師・塗師・鞘師・銀細工師などの司に任じられていることから、この地域には、既に商人や職人の集団が存在したことを窺い知ることができ、堀尾吉晴、忠氏が城地

を選定するに際して、水運の完備や商工業集団の存在など、一定の条件が充たされていることが、この地域を城地と定めた理由と考えることができる。

なお、松江城下町建設以前の景観については、前出の長谷川博史氏の研究では、史料の少なさからあくまで仮説想像図としながら、城下町建設以前の松江平野の姿を図2-12のように想定されている。この図を図2-15の堀尾期松江城下町絵図と比較してみると、5年間を要した城下

町造成前の松江平野周辺域の景観と城下町造成規模を推測することができる。

(参考文献：松江市ふるさと文庫15「中世水運と松江」長谷川博史 平成25年（2013）、松江市文化財調査報告書 第139集 松江城下町遺跡（殿町287番地）・（殿町279番地外）発掘調査報告書 平成23年（2011）3月、松江市ふるさと文庫6「堀尾吉晴－松江城への道」山根正明 平成21年（2009）1月17日（松江市教育委員会）)



図2-13 「尼子氏をめぐる攻防の城郭群」より転載
注)『山陰の城館跡』(史跡整備ネットワーク会議 改訂版平成28.3)



図2-14 「尼子氏をめぐる攻防の城郭群」より転載
注)『山陰の城館跡』(史跡整備ネットワーク会議 改訂版平成28.3)

②近世

■堀尾期（慶長5年～寛永10年（1600～1633）頃）

堀尾吉晴は、尾張国御供所村（現在の愛知県丹羽郡大口町）で生まれ、織田信長、次いで豊臣秀吉に仕える。吉晴は秀吉の家臣として活躍し、近江国佐和山城主、遠江国浜松城主などを歴任する。秀吉の死後は、吉晴の子の堀尾忠氏が関ヶ原の戦いで徳川方として活躍し、その戦功により、出雲・隠岐両国24万石（23万5千石とする史料もある）の藩主として慶長5年（1600）に出雲国に入国し、当初は富田城（安来市）に入城したが、その後、城地移転を幕府に願い出て許可を得ている。城地移転については様々な理由が考えられるが、まず一つは、織豊期以降、領国支配の方法として兵農分離政策が採られ、城下には武士層を集めるための広い居住空間と、その大量の消費物資を扱う商工業者の居住空間が必要になっていたことや、第二に鉄砲伝来以降、大幅な戦術の革新が進められ、新時代の戦に不向きであったこと、三番目としては、堀尾氏が拝領した領地の中では、富田城が東に片寄り過ぎていることなどが挙げられる。

吉晴、忠氏父子は、新たな居城として、宍道湖に面した中世以来の港湾都市としての末次の地を選び、亀田山と呼ばれる小丘陵に近世的な城郭を構えることにした。なお、忠氏は慶長9年（1604）に没し、築城にあたっては吉晴が実質的な指揮を執った。

松江城と城下町の建設については、「島根縣史9」（昭和2至5）や松尾寿の「城下町松江の誕生と町のしくみ」によると、慶長12年から慶長16年（1607～1611）の5カ年をかけ行われ、まず、1年目に現在の松江護国神社がある丘陵に堀尾吉晴の常駐のための仮御殿が建てられ、本丸・二之丸の地均し工事、物資運搬などの道路や水路の新設、中世からあった「白潟橋（からから橋）」を竹橋から木橋に付け替えた（現在の松江大橋は17代目）。町人屋敷地として天神町、末次、白潟周辺の地割を行い、武家屋敷地は殿町・母衣町・中原町の造成を行ったとしている。

2年目には、本丸の石垣工事、天守台の土台及び石垣工事、宇賀山を掘削して内堀工事を行い、掘削土は城下町の造成土として、沼沢地の埋立てに利用されたとある。石材の内、上質

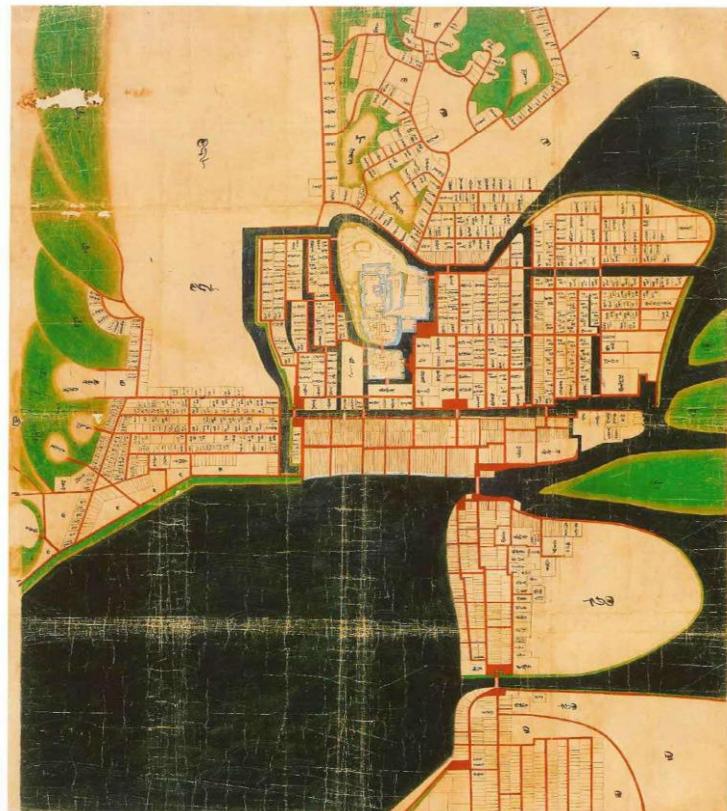


図2-15 堀尾期松江城下町絵図<堀尾期>（島根大学附属図書館蔵）

なものを城郭用に使用し、それ以外は堀川や武家屋敷に使用され、これらの大量な石材は、大井、大海崎、嫁ヶ島、矢田などから切り出され水路で運ばれたとある。また、初年度に着工した殿町・母衣町・中原町の武家屋敷が竣工し、武士の移住が始まったとされている。

近年の発掘調査によって、城下町の造成土は江戸時代に数回にわたってかさ上げを繰り返し、その結果、平均で1.5mの厚みがあることが判明した。また、外堀の調査によって、堀の底に「障子堀」と呼ばれる防御上の工夫が施されているなど、城下町造成の状況が徐々に解明されつつある。3年目には天守、大手口の桟形や正面の堀、石垣、三之丸御殿の建設が始まわり、4年目には天守や三之丸が竣工し、堀や石垣も現在の状態に出来上がったとあり、5年目にはすべての武家屋敷が竣工し、富田城下からの移住が完了したとしている。

なお、平成24年（2012）5月に、所在不明となっていた松江城天守の創建を示す「慶長十六年正月吉祥日」と墨書される祈祷札2枚が再発見されている。

■京極期（寛永11年～寛永14年（1634～1637）頃）

吉晴の亡き後を継いだ孫の忠晴は寛永10年（1633）9月に逝去し、男子がなく堀尾家は改易となり、寛永11年（1634）閏7月に京極忠高が松江藩主として入国した。しかし、忠高は寛永14年（1637）6月に逝去し、男子がなく京極家も改易された。忠高の松江藩主としての治世はわずか3年あまりであった。

京極期は、現在明らかになっている絵図で比較する限り、城内については基本的には大きな改修をせずに堀尾期を踏襲していると考えられる。

城下町では、松江城西の内中原町の中にあった中堀を埋め立てて道路にしている。また、末次東端の「茶屋屋敷」がなくなり、大きな屋敷割に変えられている。更に、その東の堀も埋められている。

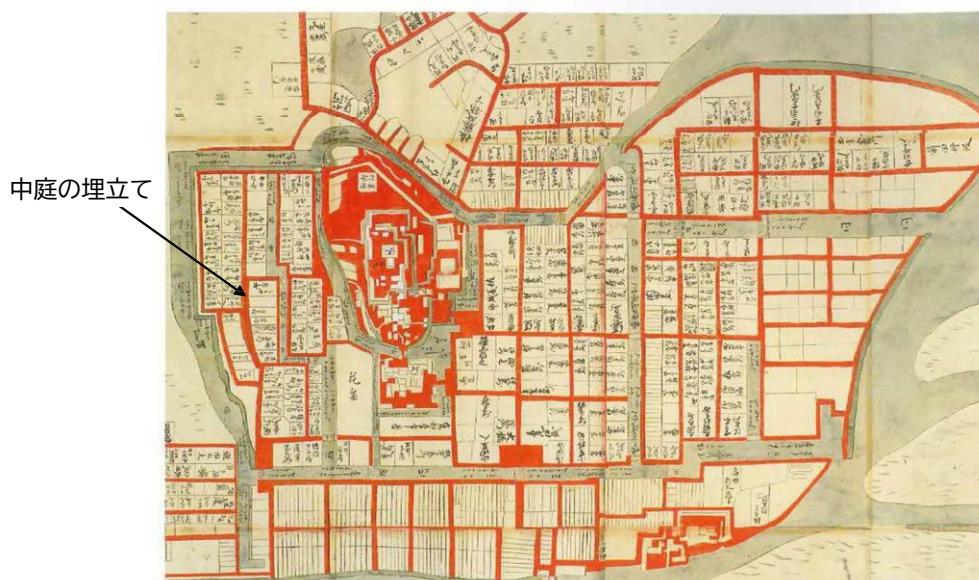


図2-16 寛永年間松江城屋敷町之図<京極期>（丸亀市立資料館蔵）

■松平期（寛永15年～明治3年（1638～1870）頃）

京極家が改易されたのち、寛永15年（1638）2月に松平直政が出雲国を拝領して松江藩主となった。以降、明治の版籍奉還まで松平家が松江藩主を代々世襲した。

松平期には、堀尾・京極期の基本的構図を踏襲しつつ、堀の変更と城下の拡大を行っている。堀の変更は、概して幅を狭く、深さを浅くしていることである。それは、絵図にある堀幅や深さの記載により、知ることができる。また、西の四十間堀は、京極期の絵図では、幅40間でほぼ均一に南北に延びていた。松平期では、四十間堀の一部を埋め立て、北西部の深田の開発を進め陸地化を行った。また、城下町の東も同様に陸地化が進められ、やがて新田として開発されていく。なお、「城下町松江の誕生と町のしくみ」（松尾寿 松江ふるさと文書5）によると、雑賀町については、堀尾期の絵図に記載があり、一部の伊賀衆・雑賀衆が鉄砲町（のちの雑賀町の一部）に居宅を与えられていたと考えられるが、松平直政入府以後に鉄砲町を整備・拡充して分散していた足軽をまとめて足軽町としたとされている。

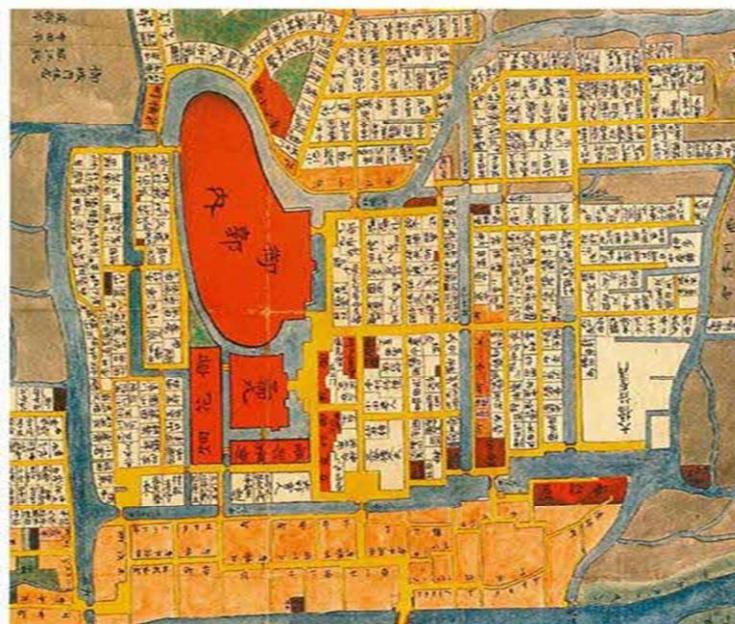


図2-17 松江城下町絵図<松平期>(島根大学附属図書館蔵)

表2-1 松江城関係年表

注)『松江城研究 1』「松江城天守と城郭施設について」付表和田嘉宥、松江市教育委員会 2012年3月を一部改

西暦	和暦	月日	事 項	引 用	出典
	慶長 5	11	堀尾忠氏、出雲国主へ	「雲陽大数録」では、堀尾忠吉晴となっているが、近年の研究では、忠氏が正しい。	①
1603		8	松江築城認可される		⑧
		9 8 4	堀尾忠氏没す	忠氏様、八月四日ニ御遠行	②
1605		10	この年、吉晴新城の城地を亀田山に決定し、家老等に築城の準備をするように告げる		⑧
1607		12	松江城着工	慶長十二歳丁未ヨリ普請始り、同十六才辛亥マテ五年ノ間ニ城成就セリ、是今ノ亀田山ナリ	①
1608		13 12 2		松江越、十月二日	②
1611		16	天守竣工	御天守四重目並塙蔵之大般若札ニ慶長十六年辛亥と有之(中略) 成就祈禱と見る	③
		2 5		山城様初而江戸御出、二月五日松江御立、五月二日ニ御帰城	②
		6 17	堀尾吉晴没す	吉晴様遠行、六月十七日	②
1633	寛永 10	9 20	堀尾家断絶	山城様ハ廿日ニ御果被成候	②
1634		11	京極忠高、松江藩主	閏七月六日出雲隱岐二国を賜ひ、二十四万石を領し、翌八月十七日来つて松江城に入る	④
1637		14 6 16	京極忠高逝去し、京極家断絶		⑧
1638		15 2 11	松平直政、松江藩主	竹内宇兵衛松江城を修理す	⑤
1674	延宝 2	9	石垣修理、上御殿	右之通絵図書付之所石垣築直申度奉存候以上 別之郭、今ノ上御殿ト云フ	⑥
1676		4	天守附櫓破風の修理	延宝四年卯月口口 大工口左衛門	⑦
1679		7	荻田屋敷建築	荻田屋舗出来	⑨
1681	天和 1	6 21	荻田父子が、松江城二之丸下ノ段の荻田長屋住む		④
1686	貞享 3	5 19	松江城修復願いを幕府に提出		⑧
1687		4 8 18	佐田神社建立	佐田本社建立 八月十八日棟上 十九日遷宮	⑨
1690	元禄 3		三之丸寝間建築	三丸新御寝間出来	⑨
		5	姫様御殿建築	奥御姫様御殿共三百坪余出来	⑨
1694		7	後山御茶屋建築	後山御茶屋出来 田中御茶屋出来 天倫寺御靈屋出来 初	⑨
1697		10	石垣修理	三丸御門北多門石垣崩れ直し	⑨
		13	天守破風の部分修理	(懸魚の六葉) 口禄十三庚辰四月 大工伝七同喜平地作	⑦
1718	享保 3	6 18	天守模型制作	御天守小形拵差上付而為御褒美二百疋被下之(斎田彦四郎「列士録」)	⑩
1720		5	この頃、城内図作成	三月御城内分限絵圖被仰付出来差上付而八月御褒美二百疋被下之(斎田彦四郎「列士録」)	⑩
1732		17	この頃、城内修復	御巡見御付而御城内御修復御用二付式人扶持御加扶持被下之(斎田彦四郎「列士録」)	⑩
1738	元文 3	3 11	天守修理	是日告ルニ月相府以ス雲藩松江城 天守遂テ年致シ損スル五層皆朽ルニ故斬修之	⑪
		7	石垣修理伺い	出雲国松江之城石垣元文二丁巳年十二月二日破損所之伺	⑫
		4	天守四重屋根の修理	(裏) 元文四年四月廿日 檜皮中万といふ口	⑦
1741	寛保 1		天守三重屋根の修理	(表) 寛保元年酉 (裏) 檜皮 権四郎 酉五月廿日	⑦
1742		2	千鳥城大修理、寄木を加う		⑬
		3	天守四重屋根の修理	寛保三年亥四月廿九日 大工定次郎	⑦
			この頃、稻荷社造営	御城内稻荷社御造営ニ付肝煎被仰付(斎田彦四郎「列士録」)	⑪
1750	寛延 3		二之丸上台所取壊	(上台所) 御議定ニ而崩ス	③
1755	宝暦 5		きりきり門迄の扉修復	東側不残建直し南北路ニ成ル	③
		8	下ノ段米蔵修復	(南御藏) 御修復、三拾九間ニ成ル 西ニテ三間縮	③
1778	安永 7		石垣破損	出雲国松江之城石垣破損之覚	⑪
1799	寛政 11	3 14	幕府の修繕願い	松江城修繕を官に請ひて充される	⑯
1815	文化 12		天守五重東棟の修理	文化亥六月十四日 未口文化 谷吉一二	⑦
明治 3			天守四重屋根の修理	明治三年巳三月十四日此所屋根仕舞仕候此節…	⑦
1875	明治 8	5	天守を除く櫓等撤去	天守を除く櫓等一切の建物が解体される	⑦
1890		23 1 21	松江城地が第五師団から松平直亮に払い下げられる		⑬
		27	天守の大修理	明治廿七年秋 天守閣大修繕之際 棟梁	⑦
1898		31 10 2	川津の楽山神社を移転して松江神社建立		⑬
1903		36 9 16	興雲閣完成	松江城山に興雲閣完成	⑬
1934	昭和 9	5 1	松江城史跡指定	松江城ハ堀尾吉晴築キシ所ニシテ、慶長十三年起工、慶長十六年功ヲ竣ヘタ(以下略)	⑯
		13	旧国宝指定	松江城天守閣修復工事完了 4.1 竣工祝賀会挙行される	⑧
1955		30 3 31			

①『雲陽大数録』 ②『堀尾古記』 ③『御城内惣間数』 ④『松江市誌』 ⑤『藩祖御事蹟』 ⑥『延宝二年絵図』 ⑦『重要文化財松江城天守修理工事報告書』 ⑧『松江の歴史年表』 ⑨『御作事所御役人帳』 ⑩『列士録』 ⑪『天隆院年譜』 ⑫『元文三年城郭図』 ⑬『島根県史年表』 ⑭『安永七年松江城図』 ⑮『松平不昧伝』 ⑯『旧国宝建造物指定説明』

③近代以降

■陸軍省所管期（明治5年～明治22年（1872～1889）頃）

明治2年（1869）の版籍奉還後、10代松平定安が松江知藩事に任命され松江藩庁を開庁した。松江藩庁は、三之丸を使用し、私邸は旧家老家を充て、公私を完全に分離した。明治4年（1871）に廃藩置県が施行され、それによって、230年以上続いた松平治世は終わりを告げ、松江藩は松江県と改称した。同年から松江城は兵部省所管になり、明治5年（1872）からは陸軍省所管となった。明治6年（1873）1月の太政官達「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」いわゆる「廃城令」に際して松江城は「存城」に仕分けられ、城郭が近代的な軍事拠点として再編成される中で、明治8年（1875）に城内の諸建物、附属物は取り扱うため入札にかけられた。「島根縣誌」によると、天守は、180円で売却される予定だったが、元松江藩の銅山方の役人だった高城権八が、松江藩政下で銅山の採掘に携わっていた豪農勝部本右衛門栄忠と子の景浜に天守の保存について支援を求めた。勝部家では、それに応じて買取りを決意し、落札額と同額を陸軍に納めることを条件に天守の保存を要請したとある。また、この入札の責任者である工兵第五方面第一園区長の斎藤大尉は、天守の入札を中断し、この件を善処する旨を約束し、広島に帰郷した後に天守保存が伝えられたとされている。

陸軍省の所管時代の松江城は、「松江市誌」（昭和16年（1941）松江市）によると、「松江城祉一円が陸軍省の手にありし頃は、土地荒廃し昔日の觀を失った」とあるので、その荒廃の状態の一端を窺い知ることができる。ただし、当時の新聞記事によると明治6年（1873）9月に勧業品展示会を松江城で30日間開催したり、明治18年（1885）には広島鎮台第11連隊の演習（11月4日）が行われたり、外曲輪（二之丸下ノ段）を中心に中学校や師範学校の運動会（同年2月27日、3月20日、5月3日）が開催されるなど、外曲輪（二之丸下ノ段）は、それなりの整備がなされていたと想像できる。また、明治21年（1888）には天守の一般開放も行われたらしく、初現は4月13日の山陰新聞で、「先月24日以来、天守縦観者1,600余名。寄付金20円」の記事があり、その後も、月当たりの登閣人数を報道している。これは、修理の寄付を募るために試行的に一般開放を行ったものであろうか。なお、二之丸の茶店については、明治21年（1888）4月17日の山陰新聞に「城山二之丸、本丸に仮屋を建て飲食に供する許可が料理屋、すし屋、菓子屋など10人ばかりに出される」との記事があるので、この頃に建てられたと考えられる。それを補完する資料として、翌明治22年（1889）6月3日に「城山二松亭で、市会議員の懇親会が開かれる」との山陰新聞記事がある。一方、御花畠には、明治11年（1878）11月に松江監獄署が置かれ、昭和41年（1966）、西川津に移転が完了するまで、牢獄及び懲役場として機能した。

■松平家所管期（明治23年～昭和2年（1890～1927）頃）

明治23年（1890）、城地一帯は陸軍省から4,500円で松平氏に払い下げられた。松平氏は城山事務所を開設し、天守には看守を配置し、公園には管理する園丁を置いた。当時の新聞記事から天守は1銭の登閣料を取って一般開放したことが分かる。また、松平氏は、城地にサクラを植えるなど公園としての整備を行ったので、花の時期には多くの市民が来遊した。

松平家所有期での画期的な出来事は、本格的な修理を実施したことである。明治25年（1892）の8月から9月にかけての山陰新聞の記事を見ると、「天守閣を修繕して美術標本にすることを一步進め」、「松江城天守旧觀保存。旧觀が徐々に破戒されることに対し悲しむこと」「松平氏に依頼書を提出し、許可があった」とあり、明治25年（1892）から民意も高まり準備が進んでいることが分かる。

実際の改修工事は、山陰新聞や「重要文化財松江城天守修理工事報告書」（昭和30年（1955）3月）によると、明治27年（1894）6月10日に開始し、同年9月30日に竣工されている。

また、これ以降から各施設の建設も松平氏の許可を得て進められた。明治28年（1895）、市内に電気を供給するため後曲輪（椿谷）に「火力発電所」と「松江電燈株式会社」が、建設されたのがその皮切りである。この施設は、石炭の煙が出ることや工場騒音が大きく、行啓の御旅館興雲閣建設予定地がすぐ近くであるため、明治34年（1901）に、本社を南田町に移転し、翌年、発電所も同地に移転撤去された。

興雲閣については、糸余曲折の末、建設地も確定し、明治36年（1903）「松江市工芸品陳列所」として二之丸に建設された。その他、明治44年（1911）の武徳殿や翌年の山陰鉄道連絡記念物産共進会主会場も武徳殿前に建てられ、新聞記事等から大正3年（1914）以前に、城山二の丸運動場（外曲輪（二之丸下ノ段））も整備された。このように明治・大正期の松江城は、運動公園的活用や公共的な施設の建設場所として整備されていたので、総合運動公園・文教地区的な公園となっていた。

「松江市誌」（昭和16年（1941））には、「大正13年頃に至り、我が地方が史蹟に富めると風光の美なるとに鑑み『大社宍道湖及中海ヲ中心トスル国立公園設置ニ関スル建議案』を議会に提出する機運を醸成し、次いで城山遊園の改造も企図せられた。」とあり、城山遊園の具体的改造については、なんらかの整備を行ったと考えられるが、残念ながら資料が無く具体を知ることはできない。

■松江市所有期（昭和3年（1928）～現在）

【本多静六の設計に伴う整備】

昭和2年（1927）12月になると、松平家から市は城山千鳥遊園地一帯の寄付を受けた。そのため翌昭和3年（1928）には、「天守登閣者心得」を制定、「松江市公園使用料条例及公園管理規則」を制定し、管理・活用をスタートさせた。また、天守内陳列品についても寄託を受け、継続して展示を行った。

更に、計画的に整備を行うため、当時、日本の「公園の父」といわれ公園整備計画及び設計の第一人者林学博士 本多静六に城山公園改造計画策定を依頼した。計画は新聞紙上で市民の意見を徵した後、昭和4年（1929）に完成し、計画に基づいて整備がスタートした。

なお、「松江市誌（昭和16年（1941））では、本多静六の「城山公園改造計画設計案」の根本方針（「松江市誌」（昭和16年（1941））を掲載し説明を加えているので、参考としてそのまま転載する。

「昭和2年に至り松平氏より城山一円を公園として無償寄附に相成り、市は城山公園改造

計画設計案を立つことと為った、而して公園改造の根本方針としては

1. 可及的に外観の舊態を保持し、史蹟的意味を存し、懷古の情を破壊せざること。
2. 四季の山陰旅行者の歩を留むる爲め、史蹟、眺望、花木等に於て特徴を發揮し、且つ遊覽に便ならしむること。
3. 一般公衆の健全なる休養、娯楽、運動、散策に便にし、時代に適合せしむること。
4. 實物教育の目的を達成する爲め、原生林を利用する天然植物園及び小動物園を設置すること。
5. 公園地域全部を有効に使用し、且つ公園への出入りを便ならしむること。
6. 都市公園の性質として、大衆の集合を可能ならしむること。

上の根本方針に基づき各種の改良が実施せられ、すでに眼鏡橋（現在の北惣門橋）より稻荷橋に至る城内越は道幅も広くなり、且つ自動車を通ずるに至り、又城山西方の堀辺には、二間幅の回遊道路も完成し、閑静幽雅なる区域に散策を試みるものもあり、此の方面に於て新に亀田橋を架設し、内中原町との間に交通の便を開く等が其の一班である。」

当時の行政文書等の資料が無いので詳細は不明だが、記述のとおり、惣門橋から稻荷橋までの道路が拡幅され、椿谷の園路が設計のように整備されたのも、昭和4年から昭和16年（1929～1941）の間と考えることができる。なお、本多静六の設計により整備された、各施設や園路は、公園整備から史跡整備へと転換する昭和45年（1970）頃になって殆どが撤去され、現在は、亀田橋や本丸の園路の一部を残すのみとなっている。



図2-18 本多静六博士 松江城山公園設計図(島根県立図書館蔵)
(左：全体、右：積上道路拡大)

明治40年（1907）行啓道路として大手前広場から興雲閣まで土を積み上げて作った馬車道は、昭和12年（1937）になると神國大博覧会開催のため撤去されると同時に、馬洗池から松江神社までの園路も車道として拡幅整備された。

翌昭和13年（1938）には、文部省宗教局の担当者が松江城天守崩壊の危機と修理の必要性を松江市に示し、準備をするよう指示した。それを受け、昭和16年（1941）に文部省宗教局の視察を得た。この時の市の行政文書に、修理の資金計画と設計書が添付されているので、松江市も文部省も修理を予定して準備を進めていたものと考えられる。しかし、第二次世界大戦が始まったため修理計画は一時的に頓挫した。戦後4年が経過し復興が進む中、松江市は「小泉八雲生誕100年祭」を機に「国際文化観光都市」としての発展を決意し、諸準備を進めた。その中の建設案の中に「松江城本丸の復元修理」も含まれていた。

松江市は昭和25年（1950）から松江城天守の修理に着手（以下「昭和大修理」という。）すると同時に、従来、新設等がなされていたにもかかわらず、時局下、現状変更申請が提出されていない整備事業について、昭和26年（1951）にまとめて現状変更申請を提出了。その内容は、「城山には、戦争に備えた諸設備を設置したり、食糧増産のための農園化が進められたが、終戦とともに市民の体位向上を図るため時代に適合した施設整備を行う。但し、史跡の旧態は完全に保持し破壊しないよう努める。松江市は、日本庭園協会 本多静六に委嘱し、昭和4年（1929）城山公園改造計画設計案を完成したので、この計画を基に旧城址の遺構風致を破壊することなく市民に親しまれる厚生施設を完備する。」というものだった。

右の計画図のように児童遊園地を除いた、諸施設の多くは既に設置されたもので、後追いの許可申請であつたため、文化財保護委員会からは条件付きで許可になった。しかし、翌年昭

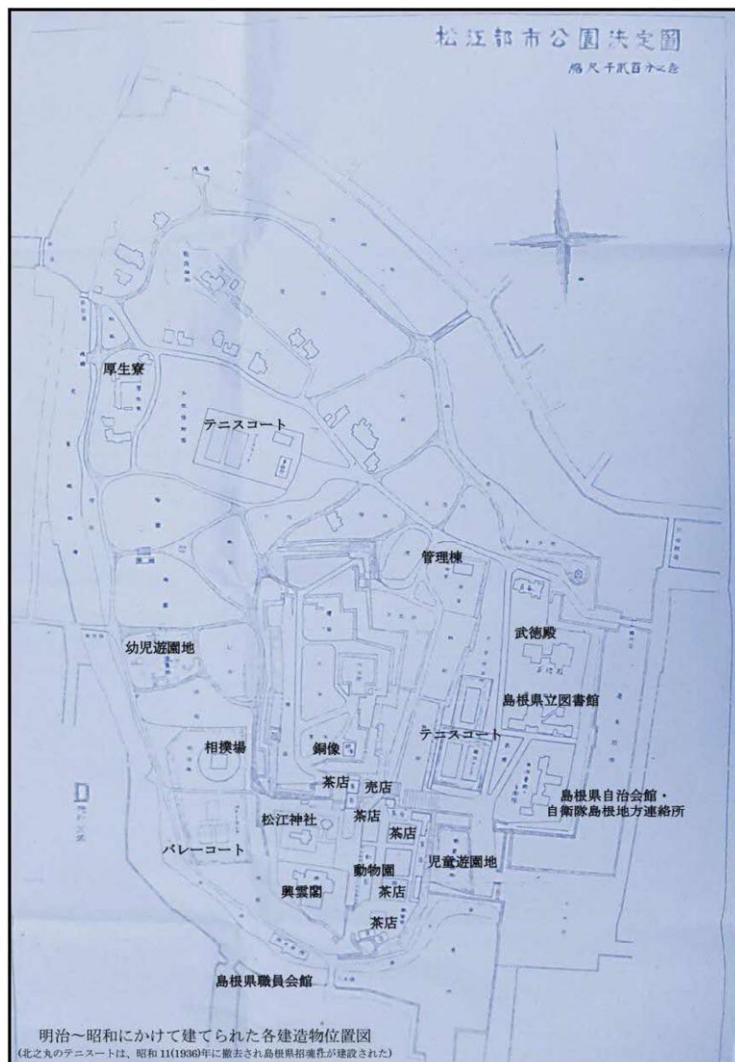


図2-19 明治～昭和にかけて建てられた各建物位置図
注) 北之丸のテニスコートは昭和11年(1936)に撤去され島根県招魂社が建設された。

和26年（1951）10月15日～16日に文化財保護委員会の現地視察も行われ、現状の史跡の在り方に対して厳しい指導勧告がなされた。

文化財保護委員会の指導勧告事項は

1. 史跡「松江城」の面目を保持すること
2. 原状復帰については、出来る限り速やかに着手し、天守の修理竣工までに全部完了することであり、具体的には、外曲輪（二之丸下ノ段）のテニスコートや自治会館、図書館の撤去、外曲輪（馬溜）の児童遊園地の撤去、荒れた椿谷の整備などであった。そのため、松江市は外曲輪（二之丸下ノ段）や椿谷の諸施設や設備について、撤去の方針を立て関係機関とも協議を重ねた。しかし、図書館・自治会館・武徳殿といった建築物やテニスコート・バレー・コート等、運動施設については、建物を運営管理する団体の理解と協力が必要なだけでなく、代替施設の建設が必要なため遅々として進まなかつた。

こうした中、御花畠の松江監獄署の移転が決定すると、その跡地利用として県が策定した「県庁周辺整備計画」で県の諸施設が昭和34年（1959）頃から計画的に整備されるに伴い、城内建物の移転も徐々に進んでいった。

【史跡松江城環境整備5ヶ年計画に基づく整備】

昭和26年（1951）の文化財保護委員会からの指導勧告事項は、昭和33年（1958）、松江監獄署の移転の決定によって、実現可能な状況になってくる。まず県は、それによって「県庁周辺整備計画」を立て、専門委員会を開催し、次々と県の関連施設の建設場所を決定していく。最も移転が早かったのは島根県自治会館で昭和36年（1961）、図書館は昭和43年（1968）、武徳殿は翌昭和44年（1969）、最後は軟式テニスコートで、松江市が昭和47年（1972）から3年かけ米蔵跡等を復元整備するために発掘調査を実施した時に撤去を行つた。

また、これらの整備事業を進めるにあたって、松江市も昭和45年（1970）に「史跡松江城環境整備5ヵ年計画」を立て、連動して史跡整備事業を進めた。これらの整備事業では、外曲輪（二之丸下ノ段）の公園的整備や発掘調査の成果を活かして「米蔵跡」の石積基壇及び排水溝の整備を行い、そのほか内堀浚渫と県庁北内堀と大手北内堀の暗渠通水、及び石垣修理などを実施した。

その後、昭和53年から昭和55年（1978～1980）には本丸についても発掘調査を実施し、まず調査成果に基づき「乾ノ角櫓跡」、「北ノ門跡」、「多聞櫓跡」の遺構平面整備を行い、翌昭和54年（1979）には、天守南東の「多聞跡」、「武具櫓跡」の発掘調査、昭和55年（1980）には「弓櫓跡」の発掘調査と遺構平面整備を実施した。昭和56年から昭和61年（1981～1986）では、「脇虎口ノ門跡」の発掘調査や遺構平面表示を行い、北之丸の「上御殿跡」の一部発掘調査を行つた。このように発掘調査の成果を基に遺構の平面表示を行うなど、史跡松江城としての本格的な整備は、この時期からスタートしたと見てよい。しかし、様々な記念碑、猿や鳥の小動物園、明治期からの茶店も依然として残されることになった。また、様々な理由から撤去することが難しい福祉施設（援護寮）や宿泊可能な福利厚生施設（島根県職員会館）も後曲輪・外曲輪にそのまま残され、撤去が今後の課題になつた。

【史跡松江城環境整備指針に基づく整備】

松江市は、平成3年(1991)には、史跡であり松江市の中核的都市公園でもある松江城を、将来に向けて歴史的景観を活かした魅力ある整備を行うことを目的として、専門家による「史跡松江城整備検討委員会」を設置し、この時期から櫓復元に向けての本格的な文献、絵図等の史料調査、収集を開始した。平成5年(1993)には、史跡松江城の整備について広く市民の意見を取り入れ、また整備に対する理解を得るために、市民の代表で組織する「史跡松江城環境整備懇話会」を設置した。それらの経過も踏まえ史跡松江城の価値の拡充の方向性を定め、当面の課題や将来起こりうる課題等に適切に対応できる判断のよりどころとするため、同年「史跡松江城環境整備指針」を策定した。

この指針に定める方針により、二之丸の番所跡や井戸屋形跡を復元風に整備し、御書院跡については、遺構を平面表示した。また、南櫓・中櫓・太鼓櫓については、史料等に基づいて復元した。二之丸下ノ段については、御破損方・寺社修理方を復元風に整備し、大手門跡の平面表示、井戸屋形跡の復元風整備を実施した。これらの復元風建物の内、二之丸の番所跡、二之丸下ノ段の御破損方・寺社修理方は、現在トイレや休憩施設、案内所として活用されている。更に、城山稻荷神社北側の土地を買い上げ、搦手之虎口整備事業の一環として平成5年度(1993)に実施した発掘調査の結果を踏まえ、回遊性のある散策路として平成6年度(1994)に整備も行った(鎮守の森散策路)。また、平成10年度(1998)、稻荷橋たもとの民有地も買上げ、ベンチを設置するなどの公園的整備を行った(ヘルンの道整備事業)ほか、現在に至るまで、石垣の修理等、整備事業を継続して行っている。(詳細は第3章第1節第2項「過年度計画における整備方針と整備の概要」を参照のこと)

(2) 周辺地域における関連の文化財等

松江城と繋がりが深い、周辺地域における関連文化財には、次のようなものがある。

■武家地

松江城直近の周辺には、重臣、上級から中級武士の武家地が配されている。中でも城郭に隣接した東側の区画には、江戸時代を通じて重臣クラスの屋敷地が置かれた。松平氏の治世時代に代々家老を務めた朝日家もその一つで、天保13年(1842)の祈祷札から、江戸時代後期の創建と推定される朝日家長屋(市指定有形文化財「松江藩家老朝日家長屋」)が現在も残されている。

外堀を挟んで北側と西側の地域にも武家地が配置され、内堀と外堀が重なる北側の堀端の道路沿いには塩見縄手と呼ばれる武家屋敷(市指定有形文化財「塩見縄手武家屋敷遺構」)が今も残されている。

■ホーランエンヤと阿太加夜神社

ホーランエンヤは、松江城山稻荷神社の御神靈を約10km離れた東出雲町の阿太加夜神社まで船で運び、一週間にわたって豊作や繁栄などを祈り、再び城山稻荷神社まで戻ってくる「式年神幸祭」で、櫂を漕ぐ掛け声から「ホーランエンヤ」と呼ばれており、船上で披露される

櫛伝馬踊りは市指定無形民俗文化財である。ホーランエンヤの起源は、『御城内稻荷御社御神供料宝記』（弘化4年（1847））によると、松平直政公が出雲に入国して10年目の慶安元年（1648）、松江藩が天候不順で凶作に見舞われた折に、築城時から代々信仰が厚かった阿太加夜神社へ城山稻荷神社の御神靈を運んで祈願したことに始まり、以後10年おきに執り行われていることが記されている。松江歴史館の東隣にある「ホーランエンヤ伝承館」では、こうした祭りの起源や歴史、華麗な船行列の様子などを映像や展示で紹介している。

阿太加夜神社は、『出雲国風土記』にも記載のある神社で、「芦高神社」とも呼ばれる。松江城の築城の際、本丸の南東角の石垣が何度も崩れて工事が進まなくなつた時に、諸々の社寺の祈祷を受けても良い験が無かったところ、阿太加夜神社の祈祷により無事工事が進んだ。これを契機にして、本丸の天守南東角の石垣上に建てられた二階建ての櫓が祈祷所（祈祷櫓）とされ、以来、神主の松岡家が松江城の神主職を兼ねることになった。こうして松江城と城山稻荷神社、阿太加夜神社は深い繋がりが生まれたとされる。

■松江藩主堀尾忠晴墓所

松江市栄町の圓成寺は堀尾3代の菩提寺で、忠晴の木像をはじめ堀尾氏ゆかりの遺品がある。堀尾忠晴墓所は寛永10年（1633）堀尾3代藩主忠晴の死去に伴い、京極忠高が築造したもので、市指定記念物となっている。

■松江藩主松平家墓所

松江市外中原町・国屋町にまたがる月照寺は同家の菩提寺であり、松江藩主松平家墓所は統一した形式を維持しながらも個性的で、時代的特徴をよく示す九代の廟が一体となって遺存しており、近世の大名家墓所の葬制を知る上で貴重なため、国指定文化財史跡に指定されている。

■茶の湯文化（松江藩松平家7代藩主松平治郷（号 不昧））

松江は“お茶廻”としても知られており、その文化発展の礎は「不昧」として知られている松江藩松平家7代藩主治郷（治世1767～1806）の時に拓かれたとされる。不昧公は藩主となる以前から江戸で石州流に入門して茶道に励み、また江戸天真寺の大巖和尚に就いて禅を学び、茶道と禅を深く結びつけた「茶道哲学」とも言われる境地を開いた。

現在に残る不昧公ゆかりの茶室としては、不昧公の指図で家老の有澤家山荘に建てられた菅田庵と、本邸に建てられた明々庵がある。菅田庵は一畳台目中板、茅葺入母屋造りの茶室で寛政4年（1792）頃の創建とされ、昭和16年（1941）に重要文化財に指定されている。また、茶室周辺の庭園を含む一帯は風光明媚であることから、昭和3年（1928）に史跡及び名勝に指定されている。明々庵は二畳台目、茅葺入母屋造りの茶室で、昭和44年（1969）に県指定有形文化財となっている。この他、不昧公の信任を受けた三斎流の荒井一掌の指図で江戸時代後期に作られた普門院の観月庵があり、待合とあわせて昭和47年（1972）に市指定文化財となっている。

なお、松江歴史館には、家老大橋家伝来の「伝利休茶室」が復元されているほか、松江城二之丸下ノ段で毎年秋に開かれる「松江城大茶会」は、京都の「二条市民大茶会」、金沢の「兼六園大茶会」と並ぶ日本三大茶会の一つに数えられている。

第3節 社会的環境

(1) 人口の現状と推移

令和6年（2024）12月末現在の松江市の人団（住民基本台帳人口）は19万3,313人である。

このうち、史跡周辺（内堀から概ね1km圏内）に住む人は全人口の9.2%に相当する17,835人となっている。

年齢構成は図2-20に示すとおりであり、市全体では3割強が65歳以上の高齢者であるのに対し、史跡周辺では3ポイント低い27.7%となっており、労働力人口の割合が高い市街地に隣接する史跡の特徴が現れている。

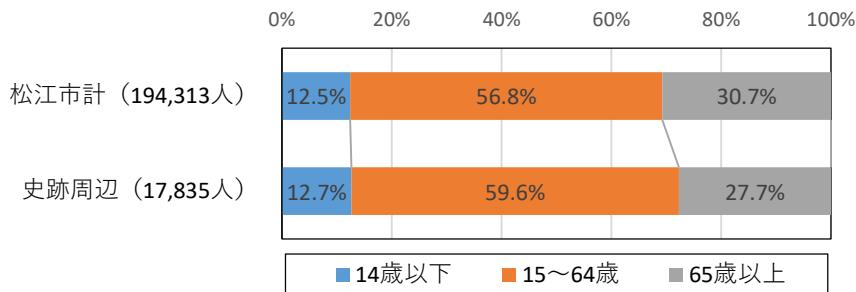
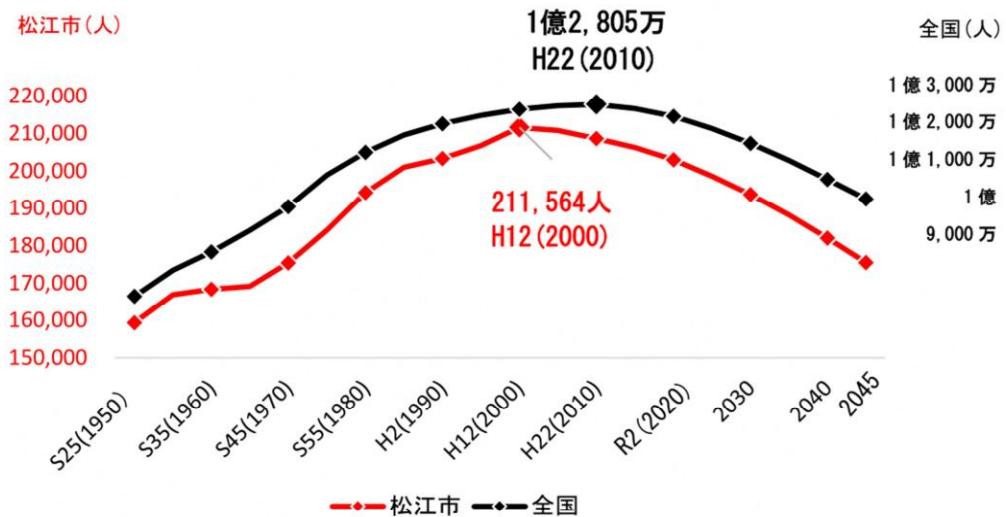


図2-20 松江市及び史跡周辺の年齢別人口構成(令和6年(2024)12月末現在)

注）「史跡周辺」は、内堀の外側概ね1km以内に含まれる町・丁目を集計したもの

人口の推移をみると、図2-21に示すように本市の総人口は、全国の推移よりも早く平成17年（2005）の国勢調査で減少に転じている。本市の総人口の動向は、概ね全国のそれに近い動きを示しており、今後もこの傾向が続くものと予測されている。

令和2年（2020）2月に策定した人口ビジョンでは「2060年の人口18万人」をめざし、その実現に向けて取り組むこととしている。



出典：2015年までは国勢調査。2020年～2045年は社人研「日本の将来推計人口(平成29年(2017)推計)」
及び「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」による。

図2-21 松江市の人口推移（実績と予測）

(2) 産業

本市の経済活動の規模を就業人口と総生産額でみると、就業人口と比べて第1次産業の総生産額が小さい一方、第3次産業は人口の構成比よりも大きい傾向にある。

就業者数の多い産業として、卸売業・小売業（男女）、医療・福祉（女性）、建設業（男性）、製造業（男性）が挙げられる。

就業者数にみる本市産業の特徴（特化係数^(注)の高い産業）としては、医療・福祉と建設業の就業者数が多く、特化係数が高くなっている。就業者数は少ないものの、漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業・保険業、教育・学習支援業、公務の特化係数は比較的高い水準にある。特に漁業は、就業者数がかなり少ないので、特化係数は2.5を超えており、特化係数は2.5を超えている。

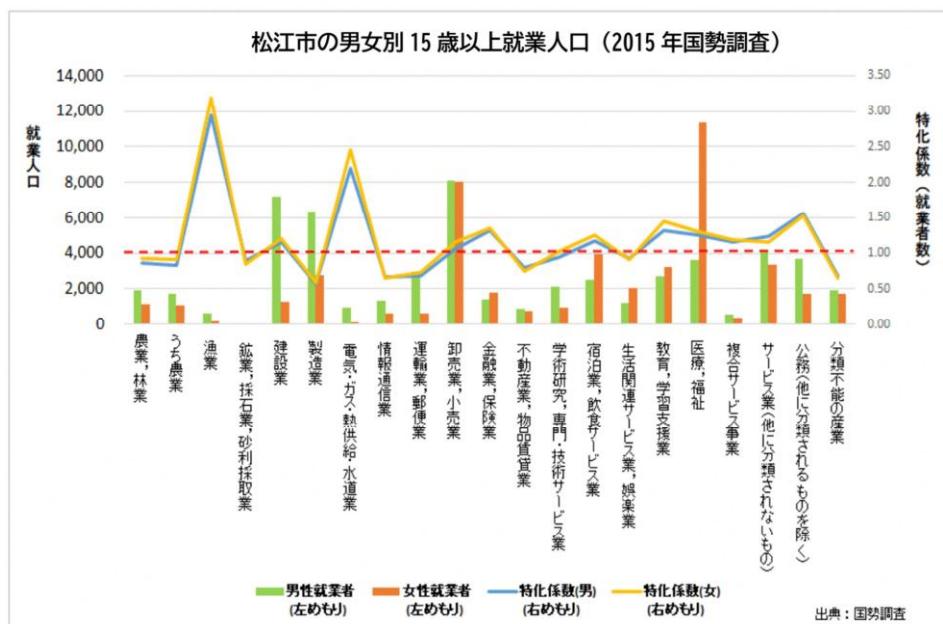


図2-22 松江市の15歳以上就業人口(平成27年(2015)国勢調査)と特化係数

特化係数：付加価値額、労働生産性、従業者数について、全国平均を基準(=1)として、地域のある産業が、全国と比べてどれだけ特化しているかを見る係数。特化係数が1よりも大きな産業は、全国傾向よりも構成比が大きくなっている、特徴的な産業と言える。特化係数=松江市の構成比／全国平均の構成

(3) 交通

①松江市への広域アクセス

本市と他圏域を結ぶ交通機能は、国道、高速道路、空港、鉄道、航路が整備され、道路網については、山陰地方を東西に結ぶ国道9号（山陰道）と、山陽・四国方面につながる国道54号が交わる、交通の結節点となっている。

空路については、出雲空港（出雲縁結び空港）と米子空港（米子鬼太郎空港）の2つの空港の間に位置し、各空港からJR松江駅までの空港連絡バスの所要時間は前者で35分、後者で45分と利便性が高いが、直接松江城へアクセスすることはできない。

鉄道網は、山陰地方を東西に結ぶJR山陰本線があり、山陽方面に繋がるJR伯備線に接続している。岡山駅から出発する特急「やくも」でJR松江駅まで約2時間40分である。また、寝台特急「サンライズ出雲」が東京方面と結んでおり、東京駅から約12時間である。

県内の鉄道は他に、宍道湖に沿って出雲市・出雲大社方面と結ぶ一畠電車もあり、出雲大社前駅から松江しんじ湖温泉駅までは約1時間である。松江しんじ湖温泉駅から松江城までは徒歩でも15分程度である。

航路では、隠岐諸島と本土を結ぶ隠岐汽船が運航し、隠岐から松江市美保関町の七類港や松江市に隣接する鳥取県境港市の堺港までは、高速船で約1時間、フェリーで約2時間30分である。また、国際貿易港である境港では、韓国・東海（トンヘ）港を結ぶ定期貨客船が就航し、クルーズ客船が寄港する。七類港や境港から松江城までは車やタクシーで約40分である。

近年、これらの利便性の高い交通網や、地理的条件を背景として、宍道湖・中海の沿岸では県境を越えた連携、交流が進められている。

②史跡松江城への市内アクセス

史跡松江城は、宍道湖と大橋川の結節点の北側にある市街地に所在し、公共交通機関のターミナル的な位置づけを担うJR松江駅から約2km、徒歩で約30分の場所に位置する。

松江城の来訪者の主な交通手段として、市内路線バス、自家用車、タクシーが挙げられる。JR松江駅から松江城へアクセスする路線バスは、主に松江市交通局の運行する「ぐるっと松江レイクラインバス」と「市営バス（北循環線）」があり、最寄りのバス停の「国宝松江城大手前（レイクライン）」又は「国宝松江城県庁前（北循環線）」まで所要時間約10分で、そこから徒歩ですぐに松江城の大手前に到着する。なお、「ぐるっと松江レイクラインバス」と「市営バス（北循環線）」の路線図を図2-23に示す。

自家用車での来訪のための松江城周辺の駐車場分布を図2-24に示す。最も近い有料駐車場として「市営大手前駐車場」（普通車67台収容可能）があるが、利便性が高いため休日等に満車になりやすく、県庁など周辺の公的機関の専用駐車場を土日祝日に限り「おもてなし駐車場」として無料で開放している。なお、「市営大手前駐車場」では自動二輪車や自転車は収容していないことから、二之丸下ノ段北端の一部スペースを自動二輪車用の駐輪場として開放している。また、二之丸下ノ段南側にある「ぶらっと松江観光案内所」の裏手に自転車駐輪場を設置し、サイクルラックの利用も可能としている。

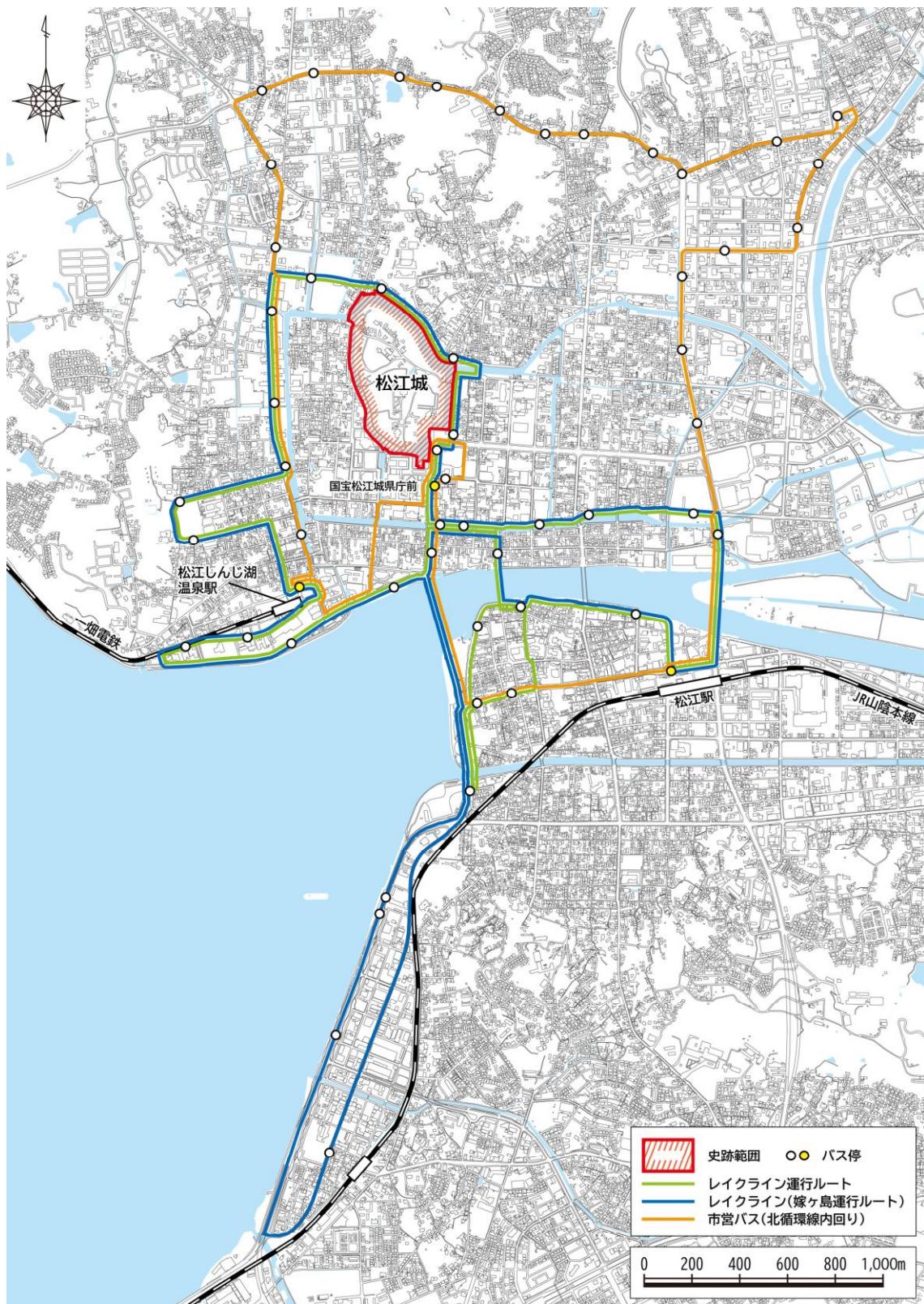


図2-23 「ぐるっと松江レイクラインバス」及び市営バス(北循環線内回り)の路線図



図2-24 松江城周辺の一般駐車場及び「おもてなし駐車場」の位置



図2-25 自動二輪車駐輪場の位置とアクセスマップ



写真2-1 自転車駐輪スペースとサイクルラック

(4) 観光

令和5年（2023）版「松江市観光白書」をもとに、松江市及び松江城に関連する観光の概要を示すと以下のとおりである。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、観光入込客数・宿泊客数ともに回復基調にあり、令和元年（2019）比で約8割程度まで回復した。

①観光入込客数

令和5年（2023）の松江市全体の観光入込客数は856万9,855人で、対前年比119.6%、対前々年比170.6%の水準となった。

令和5年（2023）5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、全国的に旅行機運が高まり、回復傾向となつたもの推察される。

松江城と関連・周辺施設等の入込客数は表2-2に示すように、令和5年（2023）の松江城登閣者数が37万3千人で対前年比135.6%となるなど、多くの施設で松江市全体の伸びを上回っている。

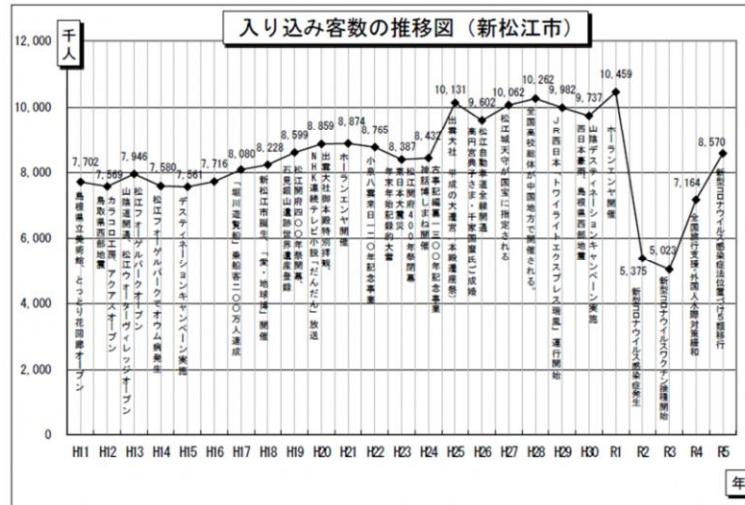


図2-26 松江市観光入込客数の推移

表2-2 松江城関連・周辺施設等の観光入込客数(令和4年(2022)、令和5年(2023)比較)

施設等 年次	松江城 (登閣者)	松江歴史 館	小泉八雲 記念館	武家屋敷	ぐるっと松江 レイクライン	ぐるっと松江 堀川めぐり	松江市計 (比較)
令和4年(千人)	275	83	46	42	94	153	7,164
令和5年(千人)	373	100	64	59	100	201	8,570
R5/R4(%)	135.6	120.6	140.0	141.7	106.4	131.1	119.6

注) 市計にはイベント関連入込客数を含む。

②宿泊客数

令和5年（2023）の松江市全体の年間宿泊客数は182万7千人で、対前年比123.1%、対前々年比161.3%と大幅な増加傾向となった。

③外国人観光客数

令和5年（2023）の外国人観光入込客の年間宿泊者数は4万3,586人泊で、前年（4,360人泊）の約10倍に増加した。国・地域別で最も多いのは台湾で全体の27%を占め、次いでヨーロッパ（17%）、韓国（11%）などの順となっている。

④行動目的

行動目的で最も多いのは「歴史・文化」で、過半数の53%を占める。また、「歴史・文化」の内訳を見ると、「城」が18%、「史跡」が0.5%となっている。

(5) 史跡周辺の文化資源

史跡周辺の文化資源として、「塩見縄手」及び「松江歴史館、松江ホーランエンヤ伝承館」の概要を以下に示す。史跡との位置関係は図2-31に示すとおりである。

これらについては観光リーフレットやウェブサイト等において積極的に情報発信を行うとともに、史跡内においても案内・誘導サインを設置して回遊を促している。

①塩見縄手

塩見縄手は松江城北側の堀端に沿って伸びる道路（現在は県道37号）で、縄手とは縄のようにひとすじにのびた道路のことを指す。

沿道には「武家屋敷」や「小泉八雲旧家・記念館」などが建ち並び、江戸期の城下町らしい景観を形成していることから、市では昭和48年（1973）に沿道一帯を松江市伝統美観保存区域に指定した。昭和62年

（1987）には、建設省（当時）の「日本の道100選」にも選ばれている。

この通りは、堀尾吉晴が松江城築城に際し城地の亀田山と北側の赤山を掘削し、内堀とそれに並行する道路及び侍屋敷を造成してできたもので、名前の起源には諸説あるが、この武家屋敷に一時住んでいた塩見小兵衛がのちに異例の栄進をしたため、それをたたえてこの通りを「塩見縄手」と呼ぶようになったとの説が定着している。

【武家屋敷】

武家屋敷は、主屋、長屋門・塀などからなり、塩見縄手の名前の由来とされる塩見小兵衛も住んだ屋敷で、500から1,000石程度の藩士が屋敷替えによって入れ替わり住んでいた。

享保18年（1733）の大焼失後再建されたもので、主屋はその後も幾度かの増改築をしている。明治期の図面をもとに平成28年度（2016）から3カ年かけて復元工事を行った。

主屋はおよそ67坪で、表側である式台玄関（来客用玄関）から座敷に至る部分と、裏側である私生活の部分では造りも材料も区別され、武家の公私の別の厳しさが垣間見える。また、築山式の庭園は飾りを省いた素朴なつくりで、質実剛健の気風がうかがえる。

明治以降の住人は瀧川家で、漢文学者瀧川亀太郎（号君山）の碑が庭内に建っている。

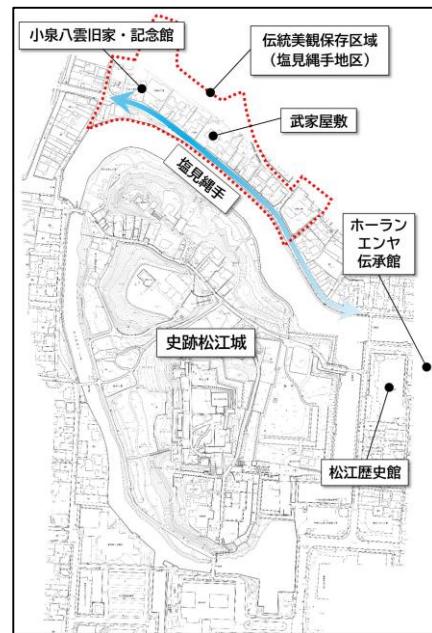


図2-27 史跡周辺の主な文化資源



写真2-2 塩見縄手の景観



写真2-3 武家屋敷入口（長屋門）

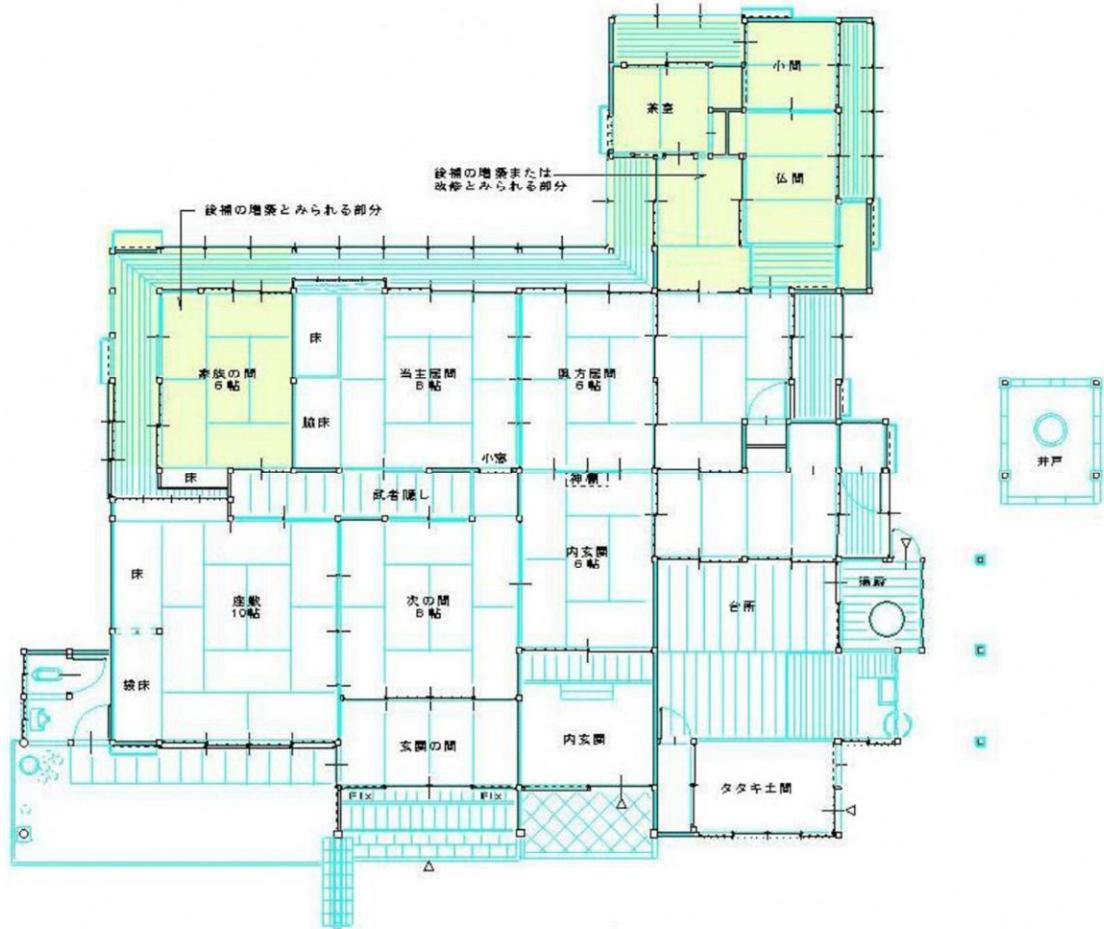


図2-28 武家屋敷平面図

注) 測量・作図は松江城部会建築史グループ



写真2-4 当主が来客を迎える格調高い座敷部屋



写真2-5 武家屋敷の特徴である長屋門

【小泉八雲旧居・記念館】

小泉八雲（本名：パトリック・ラフカディオ・ハーン）は、アイルランド出身（イギリス国籍）の新聞記者、随筆家、小説家、日本研究家であり、明治23年（1890）8月に島根県尋常中学校の英語教師として松江に赴任した。

旧居は、明治24年（1891）6月から11月までの5ヶ月間、小泉八雲が北堀にある根岸家の屋敷を借りてセツ夫人と暮らした居宅である。屋敷から内堀越に松江城天守を望むことができ、家を取り囲む美しい庭は八雲のお気に入りであったとされる。旧居は代々根岸家の手により八雲が作品に著したままの姿が保存され、昭和15年（1940）に国指定史跡となった。

旧居の西側に隣接する小泉八雲記念館は、小泉八雲という多面的な作家を知る基本情報を遺愛品の展示と解説を通して紹介するとともに、八雲ゆかりの世界各地と情報共有を行い発信する施設である。現在は曾孫の小泉凡氏が館長を務める。



写真2-6 小泉八雲旧居入口



写真2-7 小泉八雲記念館展示室の様子

②松江歴史館、松江ホーランエンヤ伝承館

江戸時代に松江藩の重臣屋敷地であった松江城内堀東側の北惣門橋のたもとに位置する松江歴史館は、松江城や城下町の仕組みなど松江の江戸時代を中心とした歴史や文化を紹介する博物館である。

敷地面積約5,500m²、延床面積約4,200m²で、中心施設である本館と、市指定文化財「松江藩家老朝日家長屋」、館の入口として新設した「長屋門」などの建物で構成され、屋外には日本庭園を設けている。

常設展示の基本展示室では国宝の松江城天守や城下町の形成、藩政や産業、城下の人々の暮らしなどを実物資料の展示や模型、映像で紹介しており、中には松江城を中心とした600分の1の城下の模型がある。このように松江歴史館には、史跡松江城のガイダンス的な役割が備わっている。

松江歴史館東側に隣接する松江ホーランエンヤ伝承館は、松江城山稻荷神社式年神幸祭（通称ホーランエンヤ）について紹介している。ホーランエンヤは、松江城の外曲輪に所在する城山稻荷神社の船神事で、慶安元年（1648）にはじまり、現代まで守り継がれている。現在は10年に一度斎行され、絢爛豪華な船行列や華麗な櫂伝馬踊りは市の貴重な財産である。

伝承館では、祭りの起源や歴史、櫂伝馬踊りや衣装などを紹介し、次世代を担う人々に伝承し、広くその素晴らしさを伝えている。



写真2-8 北惣門橋側から見た松江歴史館正面



写真2-9 隅櫓をイメージした宇賀橋側コーナー



図2-29 松江歴史館基本展示室の展示内容



写真2-10 松江ホーランエンヤ伝承館展示室の様子



写真2-11 松江ホーランエンヤ伝承館の中庭

(6) 土地所有及び土地利用

史跡松江城内には、明治期から個人所有の宅地や店舗として使用している茶店等の借地、公共施設として無償貸与地が所在していたが、それらのうち、個人所有地の多くは、松平氏が買戻し等を行って、再び松平氏の所有となった。松平氏は、それらの土地を昭和2年から昭和3年（1927～1928）にかけて松江市や松江神社、城山稻荷神社に寄付を行ったが、内堀内の北側には多くの神社有地や個人所有地が残ることになった。

松江市がこれらの民有地の最初の買い上げを行ったのは、昭和12年（1937）で、4筆（425-1、427、428、428-1）約882m²である。その後の買い上げは、昭和50年（1975）で、6筆（434-1、-2、-3、435、436、437）792m²である。それ以降、平成3から10年度（1991～1998）まで、断続的に買い上げを実施し、6年間で約14,944m²を公有地化した。しかし、これらの買い上げは、整備等の必要に応じたもので、決して計画的な買い上げではなかった。

松江市では近年、高齢化による都市の空洞化が進んでいるが、この空洞化は城山内にもいえる問題で、空き地や廃屋は史跡松江城の景観に悪影響を及ぼすばかりでなく、放置すれば大規模な集合住宅の建設という事態を引き起こし、その結果、取り返しのつかない景観破壊に繋がることが想定されていた。そのため松江市は平成22年度（2010）に条件の整ったところから、隨時買い上げていくことや、史跡景観を保護するため、史跡指定地の土地の固定資産税の課税免除を条例化するなど、指定地の拡大を促進することとした。

この方針のもと、令和4年度（2022）に城山北側の4件（合計2,082.63m²）の史跡追加指定を受けることとなり、未指定地は、城山地内の市道城山線、城山稻荷神社及び松江神社所有地を除く、一部の個人所有地を残すのみとなった。令和7年（2025）1月現在の土地所有状況及び指定面積の一覧を表2-3に示す。

今後も、引き続きすべての未指定地の史跡指定を目指すとともに、神社有地を除く民有地についても、条件が整った土地について公有化を図っていく。

地目は、松江市有地の多くは公園で、雑種地、道路、原野、山林、畠、井溝などがあり、神社有地は境内、原野、山林、民有地は宅地、山林、畠である。

表2-3 史跡松江城土地所有状況及び指定面積一覧

令和7年（2025）1月23日現在
(単位:m²)

	市有地	神社有地			個人所有他	指定（未指定）合計
指定地	189,335.57	(10筆) 12,629.92			4,868.28	206,833.77
	市有地：138筆 (R5年度買上の個人所有地を含む、地番のある市有地は全て指定済)	松江神社	9筆	4,930.92	個人指定地：25筆 個人所有者：13名 (個人所有地の分筆、個人所有地の公簿面積増、地積測量結果反映)	指定地合計：173筆 H26発表は204,633.60m ² 、 地目変更等を含む
		稻荷神社	0筆	0.00		
未指定地	0.00	(16筆) 7,879.60			52.76	7,932.36
	未指定地は無番地である市道城山線、赤道の面積とする	松江神社	9筆	1,656.60	個人所有地：1筆 個人所有者：1名	未指定地：17筆、市道城山線、赤道
		稻荷神社	7筆	6,223.00		
所有別 合計	189,335.57	(26筆) 20,509.52			4,921.04	214,766.13
		松江神社	18筆	6,587.52	全個人所有地：26筆 全所有者：15名	保存活用計画では217,817.63m ² (保存活用計画では市道城山線、赤道の面積を未指定市有地として算入)
		稻荷神社	7筆	6,223.00		
		護国神社	1筆	7,699.00		

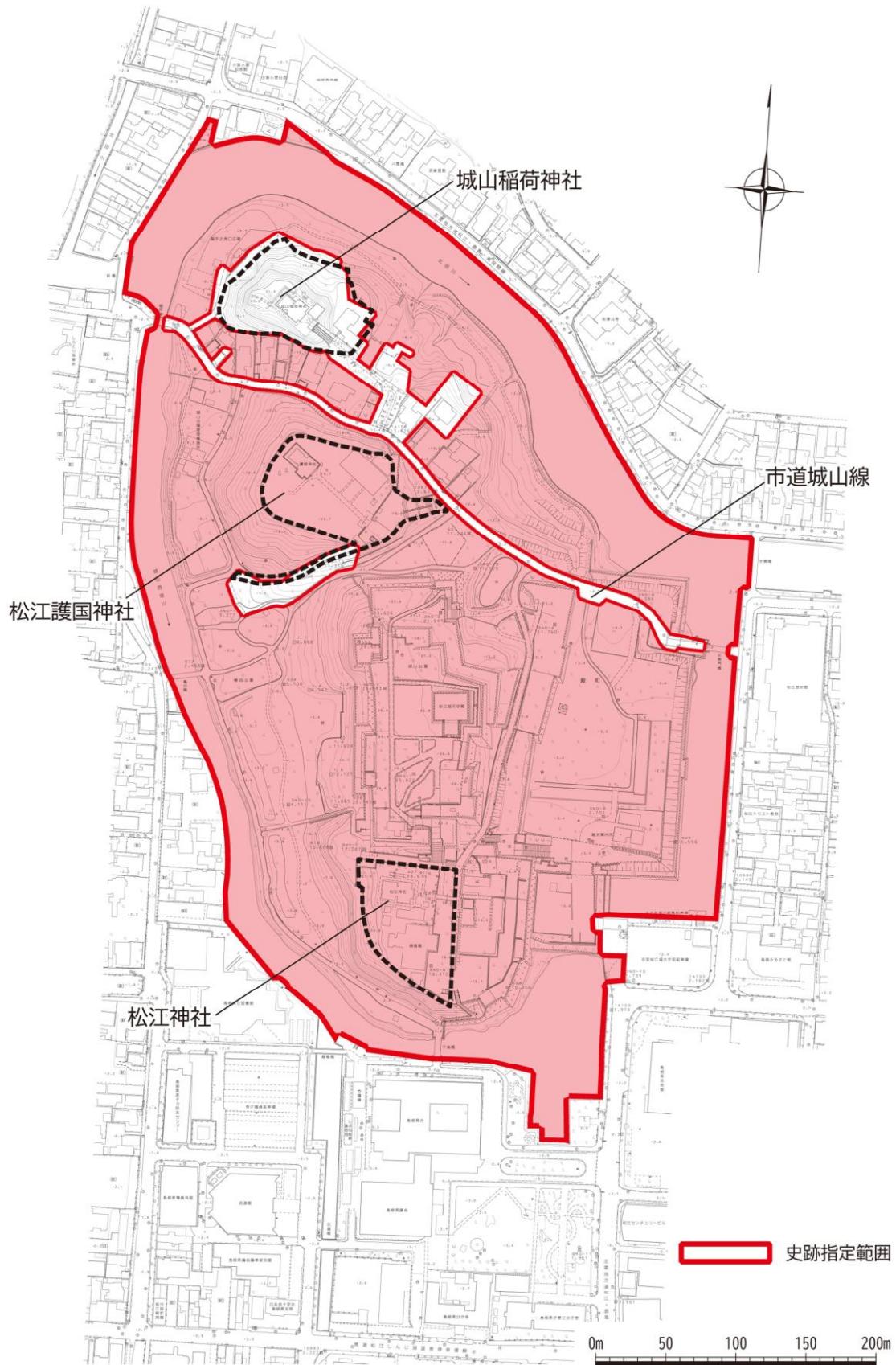


図2-30 土地所有状況図

(7) 関連する法規制

史跡地内においては文化財保護の観点から現状変更等の制限がかけられている。また、史跡地周辺の一部区域においては、都市計画的な観点から土地利用や建築物に対する規制がかけられている。これらについて概要を以下に述べる。

①史跡地内の法規制

■文化財保護法

史跡等の指定地において、現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為を行ったりする場合、文化財保護法第43条の定めにより文化庁長官の許可が必要である（現状変更等の制限）。

この制限は、史跡等の保護にとって必要なものであるが、指定地の所有者等にとっては財産権に関する損失を生じる場合があるため、国庫補助により、地方公共団体が土地等を買い取ることによって実質的な損失の補填を行い、史跡等の保護と財産権の尊重との調整を図っているほか、固定資産税の減免など、税制上の優遇措置もとられている。

■都市計画法・都市公園法

史跡地内は「城山公園」として、都市計画法に基づく都市施設に位置づけるとともに、その利活用に関しては都市公園法による規制を受ける。本市では松江市都市公園条例を定め、物品販売や催事等の行為に関する制限や許可基準を設けるとともに、土地形状のみだりな変更や植物採集・鳥獣捕獲等の禁止などの禁止事項を定めている。

②史跡地周辺の法規制

史跡周辺の一部の区域においては、都市計画法における用途地域による土地利用規制のほかに、城下町風情の保全、醸成、継承や良好な都市環境の形成を目的として、さらに上乗せとなる基準を定めている。該当する地域において建築物等の新築や改築、土地の形質の変更等を行う際には、建築基準法の確認申請だけでなく、担当部署に届出等を提出する必要がある。

表2-4において、史跡周辺における土地利用に対して上乗せとなる制限のかかる区域との概要を、図2-32に、土地利用に関する制限区域の範囲をそれぞれ整理する。

表2-4 史跡地周辺における法的規制の内容と届出

根拠法 事項	都市計画法		景観法	
	区域等の名称	大手前通り地区計画	伝統美観保存区域 (塩見縄手地区)	伝統美観保存区域 ①(普門院外濠地区) ②(城山内濠地区)
区域等の位置	殿町、母衣町、米子町、南田町の各一部	北堀町の一部	①北堀町、北田町、殿町、母衣町の各一部 ②殿町の一部	①北堀町全域と奥谷町の一部(伝統美観保存区域を除く) ②殿町の一部 ③内中原町全域
届出が必要な行為 (抜粋)	・建築物の建築 ・工作物の建設 ・建築物、工作物の形態・意匠の変更 ・土地区画形質の変更	・建築物・工作物の新築、改築、外観の変更を伴う修繕 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採		(左のうち、一定規模を超えるもの)
建築物等 の制限に 関する事 項 (要約・抜 粋)	高さ	・高さ12m(一部の地区は20m)以下とする。 注)内中原町景観形成区域については、内堀に面する[A区域]は上記に同じ。内堀に面しない[B区域]は高さ15m以下、かつ、4階建て以下、県立図書館・武道館周辺の[C区域]は高さ25m以下、かつ、7階建て以下とする。	・高さ12m以下、かつ、3階建て以下とする。	
	屋根・瓦	・勾配屋根を原則とし、黒や灰色の日本瓦、金属板葺き等とする。 (米子町以東は制限なし)	・勾配屋根とし、黒色系和瓦とする。	①勾配屋根とするよう努め、黒色系和瓦を基本とする。 ②勾配屋根を原則とし、黒色系の和瓦を基調とする。 ③[A・B区域] 勾配屋根とするよう努め、黒色系和瓦を基本とする。 [C区域] 天守からの眺望に配慮すること。
	壁面	・落ち着きのある色彩とする。	・白漆喰塗又は板張りとする。 ・門、塀及び長屋門は壁面位置を揃え、連続性を保つ。	①落ち着きのある色彩とする。 ②黒、白、低彩度・低明度の茶系統を基調とする。 ③落ち着いた色彩とする。特に堀川に面する部分では避けなければならない色彩は避ける。
届出先	松江市都市政策課	松江市建築審査課		



図2-31 指定地周辺の土地利用に関する制限区域図

注) 松江市歴史的風致維持向上計画・松江市景観計画・松江の都市計画から引用